

第五中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、該当生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない。」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、その他の関係する職員等による「生徒指導部会」を設置して、毎週1回開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、月1回、スクールカウンセラー、心の教室相談員も交えて情報交換と対応について確認する。いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

- ① 校内研修に基づく分かる授業の実践
- ② 基礎的・基本事項の徹底取得
- ③ 「学びのスキル」に基づく学習規律の徹底

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 特別活動の充実

生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるよう生徒会活動や生徒会活動への支援・働き掛けを行う。

(4) 体験学習の充実

他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(5) 学級経営の充実

学級活動に、互いの良さを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。Q-U検査を実施(1,2年生2回、3年生は年1回)して学級経営の中間評価を行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために年3回（6月、10月、1月）いじめアンケートを行う。

(2) 教育相談の実施

定期の教育相談は5月、9月、11月、1月の4回行い、生徒の様子によっては随時相談活動を行う。その際、いじめの兆候がないか、生徒が悩みや不安を抱えていないかを観察し必要に応じて学年部や生徒指導部と協議しながら対応する。

(3) 生活記録ノートの活用

毎日提出される生活記録ノートを学級担任が点検する中で、生徒の悩みや考えを日常的に把握し、普段と変わった様子が感じられたら、必要に応じて対処する。

(4) 教職員の情報の共有や共通理解

毎週1回「生徒指導部会」を実施し、いじめの兆候や気になる生徒の様子について情報を交換し、指導の記録や今後の対応について教職員で情報を共有する。

5 いじめに対する即時対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。

② 「いじめ防止対策委員会」を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

イ 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。

ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置

をとる。

エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

オ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

カ いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・ いじめた生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
- ・ いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

キ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた生徒の入院や死亡などの場合)

- ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 いじめ解消の定義

いじめが解消している状態は、以下の2つの要件を満たしていることとする。

(1) いじめの行為が止んでいる

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3カ月以上継続していること。（但しいじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。）

(2) 被害生徒本人が心身の苦痛を感じていない

- ・ 被害生徒本人が、心身の苦痛を感じていないことを被害生徒及びその保護者に面談等により確認できている。

8 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・即時対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

9 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となっていく会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

10 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容の評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

11 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

＜学校の相談窓口＞

○学校電話番号 27-2113

＜新潟県のいじめ相談＞

- ・いじめ等の問題で悩む生徒や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

○新潟県いじめ相談メールアドレス ijime@mailsoundan.org

- ・月～金曜日の8時30分から17時15分までは、メール相談窓口担当が相談者へ回答します。夜間、土日、祝日については、メール相談を受け付けたことを伝える提携メールを自動返信し、翌開設日に相談員が改めて回答します。

○新潟県いじめ相談電話 025-526-9378
0258-35-3930
025-231-8359

○24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310 (なやみ言おう)

- ◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。

(PHS、IP電話からはつながりません。)

＜県立教育センターのいじめ相談＞

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10～16:00 (土・日・休日を除く)

○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン

025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00～17:00 (土・日・休日を除く)

○県立教育センター教育相談 025-263-9029

＜法務局のいじめ相談＞

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵害事件としての調査などを行います。

☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30～17:15

みんなの人権 110番 全国共通 人権相談ダイヤル

0570-003-110

○柏崎支局 0257-23-5226

○子どもの人権 110番 0120-007-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

＜警察のいじめ相談＞

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・サポートセンター 8:30～17:15 (土・日・休日を除く)
- ・警察署 9:00～17:45 (土・日・休日を除く)

○長岡少年サポートセンター0258-36-4970

○柏崎警察署0257-21-0110

＜児童(生徒)相談所の相談＞

- ・18歳未満の子どもや学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00～22:00 (年中無休)

○子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30～17:15 (平日)

○長岡生徒相談所 0258-35-8500